

評議員の報酬に関する規程

社会福祉法人 多治見清涼会

第1章 総則

(規程の意義)

第1条

この規程は社会福祉法人 多治見清涼会 定款第8条の定めにより、評議員の報酬等に関する事項を規定する。

(適用範囲)

第2条

この規程は、評議員規程に定めるところの職員に適用する。ただし、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(非常勤役員の報酬)

第3条

評議員が評議員会に出席する場合には、次のとおり支給する。

評議員会への出席 1日につき5,000円

別に出席に掛かる交通費の実費

ただし、評議員会の開催をしない場合は、支給は行わない。

(通勤手当)

第4条

評議員が評議員会に出席する際は、社有車による送迎を行うもの以外は、その通勤実態に応じて、その実費を支給するか、その費用を本法人が負担する。

附 則

(施行)

第1条

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

(本規程の改廃)

第2条

この規程の改廃を必要とする場合は、評議員会の決議を経てこれを行う。